

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	115
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	115
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	115
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	115
○津波災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	116

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	116
------------------------	-----

告 示

北海道告示第446号

道営土地改良（幸内弁景地区（農業用排水施設、暗渠排水））事業の工事を平成29年7月28日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第449号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 厚岸町（国有林。次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐は、択伐による。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）	字小浜、字茂草、字静浦、字赤神、字札前、字館浜、字建石、字弁天、字大磯、字博多、字唐津、字松城、字神明、字福山、字豊岡、字月島、字東山、字朝日、字上川、字大沢、字荒谷、字白神、字大島、字小島（次の図のとおり） (2) 基準水位 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道告示第450号 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。 平成30年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 津波災害警戒区域の表示 ア 市町村 石狩市 イ 大字等 親船町、横町、船場町、弁天町、本町、仲町、新町、浜町、八幡町、花畔、新港中央1丁目、新港中央2丁目、新港中央4丁目、新港東4丁目、八幡3丁目、厚田区濃昼、厚田区安瀬、厚田区厚田、厚田区別狩、厚田区小谷、厚田区押琴、厚田区古潭、厚田区嶺泊、厚田区望来、厚田区聚富、浜益区浜益、浜益区群別、浜益区幌、浜益区床丹、浜益区千代志別、浜益区雄冬、浜益区川下、浜益区毘砂別、浜益区柏木、浜益区送毛、浜益区濃昼（次の図のとおり） (2) 基準水位 次の図のとおり 2(1) 津波災害警戒区域の表示 ア 市町村 島牧郡島牧村 イ 大字等 字豊浜、字軽臼岱、字栄磯、字港、字小川、字本日、字折川、字美川、字歌島、字豊岡、字元町、字原歌町、字栄浜、字千走、字江ノ島、字豊平、字泊、字永豊町、字大平、字持田（次の図のとおり） (2) 基準水位 次の図のとおり 3(1) 津波災害警戒区域の表示 ア 市町村 松前郡松前町 イ 大字等 字神山、字原口、字白坂、字二越、字江良、字大津、字高野、字清部、	北海道上川総合振興局告示第82号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年6月19日 北海道上川総合振興局長 佐 藤 卓 也 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借 1台 (2) 乗用自動車の賃貸借 1台 2 落札を決定した日 平成30年6月1日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道リース株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地 4 落札金額 (1) 33,912円 (2) 32,832円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年5月1日付け北海道上川総合振興局告示第65号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号